

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的と前提

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「法」という。）第42条の規定に基づき、江戸川区防災会議が策定する計画である。

その目的は、区、都及び防災関係機関、事業者、区民及び自主防災組織が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現することとする。また、災害の予防対策、応急・復旧対策及び災害復興を実施し、地域特性や過去の水害の経験を踏まえて、江戸川区の防災力を向上させ、被災による死傷者を最小限にすること及び被災後、早期に区民の生活再建を実現することとする。

2 計画の前提

この計画は、第1部第3章の「被害想定」、東日本大震災などの最近の大規模地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化に基づき、江戸川区の災害対策について検証を行い、現実的かつ実効性の高い計画にするため、時系列の観点から災害予防・応急対策を中心にまとめたものである。

また、風水害対策については、江戸川区の地理的特性を鑑み、外水・内水氾濫、そして、地震発生後に超大型台風の襲来による高潮、洪水の被害を起こす複合災害を最悪の被害想定として策定したものである。

なお、被災者の視点に立った対応が重要であることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、子どもなど男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していく。

第2節 計画の構成

この計画は、区及び防災機関、事業者及び区民が行うべき震災及び風水害対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成は、次のとおりである。

地域防災計画の構成

第1部 総則	基本的責務 計画の前提となる被害想定
第2部 予防計画	被害を軽減するための予防事業 発災時に迅速かつ的確に対策を実施するための事前準備
第3部 対応態勢	災害に対応する組織態勢
第4部 初動応急計画	災害発生時に区民、区、防災関係機関が行う応急・復旧対策 震災編、風水害編、複合災害編に区分
第5部 災害復興計画	都市・生活・産業の復興を図るための対策

第3節 計画の習熟

各機関は、この計画の遂行にあたり、その責務を十分に発揮できるよう、平素自ら、若しくは共同して調査研究を行い、実施訓練・図上訓練等実践訓練を繰り返すこと、及びその他の方法によって計画の習熟に努めなければならない。

第4節 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。従って、各機関は、関係のある事項について江戸川区防災会議が指定する期日までに、その計画修正（案）を江戸川区防災会議に提出するものとする。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、区の地域における災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関等が作成する防災業務計画または当区を包括する東京都地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第6節 地区防災計画との連携

この計画には、自助・共助の観点からの地区の活動計画（地区防災計画）を反映し、両計画の連携に基づく防災活動により、地域の防災力の効果的な向上を図るものとする。

第2章 区、都等の基本的責務と役割

第1節 基本理念と基本的責務

1 基本理念

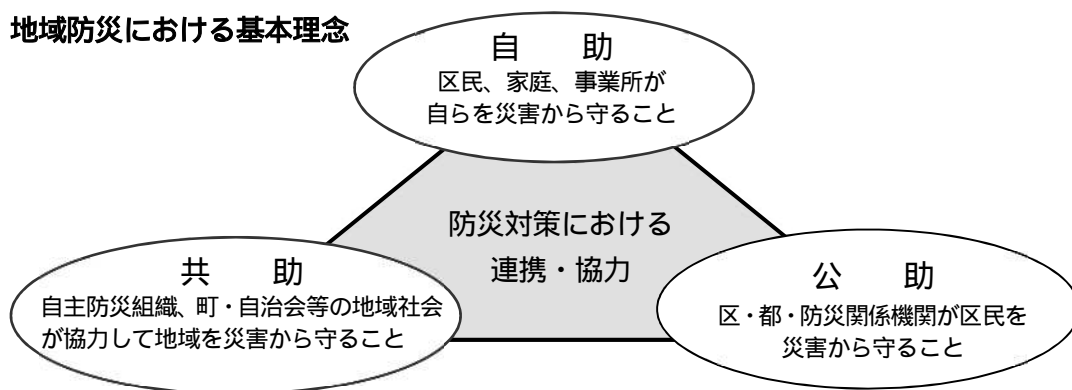
災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るため、次に掲げる事項を地域防災推進の基本理念とする。

第一：「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方

第二：地域の助け合いによる「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方

第三：それぞれの責務と役割を明らかにし、行政が連携を図っていくこと

地域防災における基本理念



平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、倒壊家屋からの救出を誰が行ったかを調べたところ、「自力・家族」(自助)が67%、「友人・隣人」(共助)が31%、「救助隊」(公助)が2%であったことから、自助・共助の重要性が改めて認識された。そして、自助・共助・公助の割合を7:2:1としている。

日本火災学会:1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書

2 基本的責務

(1) 区長の責務

区長は、あらゆる施策を通じて、区民の生命・身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

区長は、災害対策基本法に基づき、江戸川区防災会議の長として江戸川区地域防災計画に掲げられた全ての対策の推進に努めなければならない。

(2) 区民の責務

区民は、災害の被害を最小限に止めるため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

区民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

イ 家具の転倒・落下・移動防止

ウ 出火の防止

エ 初期消火に必要な用具の準備

オ 飲料水及び食料の確保

カ 避難の経路、場所及び方法、徒歩による帰宅経路についての確認

キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

区民は、地域で助け合い、相互に協力して避難・救助活動に努めるものとする。

区民は、災害時に迅速かつ協力的に避難・救助活動が実践できるように、地域特性を理解し、課題意識を持ちながら自主防災訓練に積極的に参加・参画に努めるものとする。

区民は、震災後の生活再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び都知事その他の行政機関との協働により、自らの生活再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

区民は、都知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務

事業者は、都知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の生活再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下、「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法、徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限に止めるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力を努めなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下、「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第2節 区、都及び防災関係機関の役割

1 区の役割

- (1) 区防災会議に関する事
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事
- (3) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事
- (4) 区民等への防災教育及び訓練に関する事
- (5) 自主防災組織の育成に関する事
- (6) 事業所防災に関する事
- (7) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事
- (8) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (9) 避難の勧告等及び誘導に関する事
- (10) 緊急輸送の確保に関する事
- (11) 救援物資の備蓄及び調達に関する事
- (12) 都と連携した応急給水活動に関する事
- (13) 都と連携した医療救護及び防疫、保健衛生に関する事
- (14) 都と連携した帰宅困難者対策の支援に関する事
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事
- (16) がれき処理に関する事
- (17) 水防に関する事
- (18) 公共施設の応急復旧に関する事
- (19) 応急仮設住宅建設用地の確保に関する事
- (20) 災害復興に関する事
- (21) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事

2 都の役割

- (1) 東京都防災会議に関する事
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事
- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事
- (7) 緊急輸送の確保に関する事
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関する事
- (9) 人命の救助及び救急に関する事
- (10) 消防及び水防に関する事
- (11) 危険物等の措置に関する事
- (12) 都内全域の医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整に関する事
- (13) 帰宅困難者対策に関する事
- (14) 応急給水に関する事
- (15) 救援物資の備蓄及び調達に関する事

第1部 総則

- (16) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事
- (17) 区市町村による自主防災組織の育成への支援、ボランティアの支援、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事
- (18) 公共施設の応急復旧に関する事
- (19) 災害復興に関する事
- (20) 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (21) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事
- (22) 事業所防災に関する事
- (23) 防災教育及び訓練に関する事
- (24) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事
- (25) 都立公園の保全及び震災時の利用に関する事

3 指定地方行政機関の役割

機関の名称	内 容
関東地方整備局 東京国道事務所 首都国道事務所 荒川下流河川事務所 江戸川河川事務所	1 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 2 通信施設等の整備に関する事。 3 公共施設等の整備に関する事。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 5 官庁施設の災害予防措置に関する事。 6 豪雪害の予防に関する事。 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。 11 災害時における復旧資材の確保に関する事。 12 災害発生が予測されるとき、または災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。
東京管区气象台	気象、地象、水象等に関する観測通報、予報、警報等を行い、災害の予防及び軽減、交通の安全確保等に寄与する事。
第三管区海上保安本部 東京海上保安部	1 津波・高潮情報等の伝達に関する事。 2 震災に関する情報の収集に関する事。 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事。 4 排出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事。 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関する事。 6 海上における治安の維持に関する事。 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事。 8 その他、震災応急対策に必要な事項

4 自衛隊の役割

機関の名称	内 容
陸上自衛隊 第1師団 第1普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援 または応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

5 指定公共機関の役割

機関の名称	内 容
日本郵便(株) 江戸川郵便局 葛西郵便局 小岩郵便局	1 郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の各事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害救助法適用時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者(法人を除きます。)が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体等に於てた救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) ゆうちょ銀行業務の非常取扱 (6) かんぽ生命保険業務の非常取扱
NTT東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
日赤東京都支部 江戸川区地区	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保、供給に関すること。 5 義援金の受領、配分及び募金に関すること。(原則として義援品については受け付けない。) 6 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 7 災害救援品の支給に関すること。 8 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 9 外国人安否調査に関すること。

第1部 総則

	<p>10 遺体の検案協力に関すること。</p> <p>11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。</p>
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	<p>1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</p> <p>3 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>
東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所	<p>1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること。</p> <p>2 災害時の輸送路の確保に関すること。</p> <p>3 道路、施設の災害復旧工事に関すること。</p>
首都高速道路(株) 東京東局	<p>1 首都高速道路等の建設及び保全に関すること。</p> <p>2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。</p> <p>3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</p>
東京ガス(株) 東部支店	<p>1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること。</p> <p>2 ガスの供給に関すること。</p>
日本通運(株) 隅田川支店	<p>災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者等の輸送に関すること。</p>
東京電力(株) 江東支社	<p>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。</p> <p>2 電力需給に関すること。</p>

6 指定地方公共機関の役割

名 称	内 容
京成電鉄(株) 京成小岩駅・江戸川駅	<p>1 鉄道施設等の安全保安に関すること</p> <p>2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること</p>
東京地下鉄(株) 浦安駅務管区	<p>3 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること</p>
(一社)東京都トラック協会江戸川支部	<p>災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること</p>

7 公共的団体の役割

名 称	内 容
(一社)江戸川区医師会	<p>災害時における医療・助産活動に関すること。</p>
(公社) 江戸川区歯科医師会	<p>災害時における歯科医療救護活動に関すること。</p>
(公社) 江戸川区薬剤師会	<p>1 災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。</p> <p>2 災害時における医薬品の供給に関すること。</p>

(福)江戸川区社会福祉協議会	1 災害時における一般ボランティアの受け入れ及び総合調整に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。
(公財)えどがわボランティアセンター	災害時における一般ボランティアの受け入れ及び総合調整に関すること。

8 協力協定団体等

種別	協力協定団体
医療	(一社)江戸川区医師会 江戸川区柔道整復師会 (公社)江戸川区薬剤師会 江戸川薬業協同組合 (公社)江戸川区歯科医師会 アルフレッサ(株) 岩渕薬品(株) (株)スズケン 東邦薬品(株) (株)バイタルネット (株)メディセオ (学)江戸川学園 (学)滋慶学園 トヨタモビリティ東京(株)
物資	江戸川資源リサイクル事業協同組合 (株)ヤマイチ (株)ライフコーポレーション (株)ローソン (株)アクティオ サミット(株) イオンリテール(株)イオン葛西店 (株)ダイエー (株)イトーヨーカ堂 宮崎石油(株) 生活協同組合コープみらい ライオン(株) NPO法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク (一社)日本福祉用具供給協会 オーケー(株)
情報	東部南西防災支援通信隊 日本郵便(株)江戸川・小岩・葛西郵便局 (株)エフエム江戸川 東京消防庁江戸川消防署 国土交通省関東地方整備局 警視庁小松川・葛西・小岩警察署 (株)ジェイコムイースト NTT東日本 (株)ジェイコムイースト江戸川局 ソフトバンク(株) 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所 特別区9区(千代田、新宿、文京、墨田、大田、中野、杉並、練馬、足立) 東京都(り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定) (株)ゼンリン ヤフー(株)
食料	東京都麺類協同組合小松川・小岩支部 江戸川区米穀小売商組合連合会 東京都漬物事業協同組合 山崎製パン(株)松戸工場 大塚食品(株)東京支店 江戸川区農業経営者クラブ
復旧活動	(一社)東京都自動車整備振興会江戸川支部 江戸川区電設防災協力会 江戸川区機械設備防災協力会 区内土木建築関係業者43社 (株)フジムラ スターツCAM(株) (一社)関東地域づくり協会 東京都塗装工業協同組合江戸川支部 (株)村岡組 (一社)江戸川造園緑化協会 NPO法人全日本レッカー協会
輸送	(一社)東京都トラック協会江戸川支部 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部 東京都個人タクシー協同組合江戸川第一支部
トイレ	(株)伸光産業 (株)三和清運 (有)福島興産 東京都下水道局東部第二下水道事務所

第1部 総則

施設	<p>区内都立高校（7校） 区内都立特別支援学校（2校） 東鉄工業（株）東鉄研修センター ヒノデ第一交通（株） （学）守屋育英学園関東第一高等学校 江戸川区熟年者福祉施設連絡会 （独）都市再生機構東日本賃貸住宅本部 東京都都市整備局 （株）ニチイケアパレス 東京都建設局 トヨタ自動車（株） 関東興業（株） （株）マリンドリーム 東京都住宅供給公社 （株）長崎商事 スターツアメニティー（株） 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合江戸川支部 （株）ケアレジデンス （学）滋慶学園 （医）善千会老人保健施設ヴィット （有）パムック （株）木下の介護</p>
被災者支援	<p>江戸川法曹・調停会 江戸川不動産鑑定士会 東京都理容生活衛生同業組合江戸川支部 東京土建一般労働組合江戸川支部 東京建設従業員組合 首都圏建設産業ユニオン城北支部 江戸川区三療師会</p>
建物被害調査	<p>（社）東京建築士会江戸川支部 （一社）東京都建築士事務所協会江戸川支部 （一社）江戸川建設業協会 （公社）東京都不動産鑑定士協会</p>
給水活動	東京都水道局 東京都
相互支援	特別区 千葉県市川市 茨城県東茨城郡城里町
ボランティア	（福）江戸川区社会福祉協議会 （公財）えどがわボランティアセンター
遺体取扱	（一社）全日本冠婚葬祭互助協会 （株）東京葬祭 （株）協和木工所 江戸川仏教会
その他	警視庁小松川・葛西・小岩警察署 （公社）東京都獣医師会江戸川支部 東京都下水道局 （学）千葉学園 東京都建設局

第3章 江戸川区の概況と被害想定

第1節 江戸川区の概況

1 地勢

本区は、東京都の最東端に位置し、面積約49k m²、南北約13km、東西約8kmで、北は葛飾区に接し、南は東京湾に臨んでいる。東は千葉県との県境である江戸川が流れ、西は旧中川・荒川を挟んで墨田区・江東区と対している。区域を流れる河川は7河川45kmに及び、区域の2割近くが水域となっている。

東京東部低地であり、江戸川の河口に発達した厚い沖積地である本区の地盤高は、A P - 1.5 ~ + 2.5mと総じて低く、陸域の約7割が満潮位以下の平坦な低地帯となっている。

2 地質

本区の地質は、更新世前期に堆積した上総層群を基盤岩として、この上位に更新世中期～後期に堆積した東京層群及び更新世後期～完新世に堆積した段丘堆積層や沖積層で構成されている。

沖積層は、粘性土層、砂質土層、表土からなり、この沖積層基底の深度は、小岩地区、鹿骨地区で10m以下と比較的浅い地域が見られるほかは、全般に20m以下と深く、中央地区、小松川地区では40m以下と非常に深くなっている。

沖積層中の上部砂層の硬さは、N値（標準貫入試験値）で0～20と砂層としては締まっておらず、地下水位は、地盤面下1.0～2.0m程度となっている。また、地震時における液状化の危険がやや高い地域は、区域の約20%となっている。

3 人口

(1) 人口・世帯・面積

(H31.4.1現在)

地区別	人口	面積	人口密度	世帯
区民課	139,834人	1,046.30ha	134人/ha	66,896世帯
小松川事務所	57,534	443.01	130	29,356
葛西事務所	254,884	1,663.10	153	126,044
小岩事務所	97,915	626.42	156	51,578
東部事務所	92,303	651.98	142	43,233
鹿骨事務所	55,331	477.79	116	25,967
合計	697,801	4,908.60	142	343,074

(2) 昼夜人口

(平成27年国勢調査による東京都の昼間人口より)

常住人口(夜間人口)	昼間人口	流入人口	流出人口	残留人口 -
681,298	561,479	69,539	189,358	491,940
昼夜間人口比率 ÷ ×100		流入超過人口 -		
82.41		119,819		

4 都市構造

(1) 人口の推移

昭和30年以降の本区総人口の推移を見ると、一貫して増加を続け平成22年度に68万人を超えたが、平成23年度から24年度において初めて減少傾向に転じた。その後、また増加傾向に転じ、平成28年度には69万人を超えている。

なお、区内の平均人口密度（セミグロス）は、141人/haとなっており、区域全域が人口集中地区（DID）となっている。

(2) まちの形成

本区は、全区的に、住・工・商・農が共存した職住近接のまちを形成している。特に、平井地区・中央地区・船堀地区等では、住工が混在した市街地が形成されており、小岩地区では駅周辺の一部を除き住居系の街並みが広がっている。

比較的農地などの空間地が多く見られた東部地区・鹿骨地区は、都営新宿線の開通等による都市化により、住宅用地とこれに混在する工業用地等に転換され、他地区と同様の様相を呈してきている。これらの工業系土地利用のうちには、小規模ではあるが危険物の集積も見られ、災害時の危険要因となることが考えられる。半面これらの住工共存地域は、災害時に役立つ資機材が豊富なこと、昼間壮年人口が多いことから、災害時の防災応急対策活動が行いやすい地域でもある。

本区は、昭和41年に策定された「江戸川区総合開発基本計画」に基づき、今日までに、区陸域の30%にあたる約1,210haの区画整理が完了しており、災害に強い街へと生まれ変わっている。

とりわけ、昭和40～50年代にかけて組合施行により実施された南部地区は、東西線の葛西駅、西葛西駅を中心に良好な住環境が形成され、防災性の高い安全な街へと生まれ変わった。現在では、都営新宿線を中心に、5地区約60haが都及び区の施行によりすすめられており、これらの事業が完成することにより防災上安全な街へと生まれ変わる。

更に、既存の道路を生かしながら良好な生活道路網の構築を目指す地区計画が、44地区で決定されているなど、安心して暮らすことのできる災害に強い街づくりがすすんでいる。

(3) 中高層建築物

建築物の中高層化のすすんだ地域は、震災時の防災活動に特別な配慮が必要となるが、区内で比較的中高層化のすすんでいる地域は、鉄道各駅周辺及び一団の中高層団地の存在する地域に限定されており、都心部にみられるような幹線道路沿道の中高層化は顕著ではない。

本区の中高層化率は、21.0%（平成28年度調査）となっており、区部の平均値（30.1%）より低い値を示している。

(4) 防災空間の分布

公共施設・住宅団地内など、面的に緑の多い空間を構成している地域は、中央地区千葉街道北側・葛西地区西葛西駅周辺、南葛西の計画開発地及び東大島駅周辺に見受けられるが、その他は市街地に点在し、面的・線的な構成を見せていない。

一方、避難路を火災から守る街路樹は、道路整備に伴う精力的な植樹により、歩道や緑道等緑の壁が連担している。

また、これらの街路樹を緑豊かな樹木に育てる取り組みを行っている。

(5) 危険物施設の分布

危険物貯蔵所等については、本区が都心と千葉・成田方面を連絡する交通の要衝地にあることを反映して、主要道路沿道に数多くのガソリンスタンドが立地していることが特徴である。

その他の貯蔵所は、葛西地区妙見島、東部地区江戸川沿岸に地域的集積がみられるが、大規模な貯蔵所はみられない。

しかし、土地利用状況を勘案すれば、平井地区、中央地区の住工混在市街地に散在していると推測される。

(6) 道路

本区には、幹線道路や身近な生活道路など約1,150kmに及ぶ道路があり、道路率は約23%(区陸域比)と比較的高い。一方、都市の骨格を形成する都市計画道路は、延長129kmのうち、平成28年4月時点で78%にあたる101kmが完成しているが、放射線や環状線が概ね完成しているのに対して区内各地域を連携する補助線等の完成率が71%という状況である。

そこで、災害に強い街づくりを更にすすめるため、平成元年度より区施行による都市計画道路の整備に取り組んでおり、国1路線約1.2km、都3路線約2.0kmとともに、現在6路線約7.0kmの事業をすすめている。

(7) 木造建物

地域の延焼危険要因となる木造比率が高い地域は、中央地区船堀街道西側(東小松川地区)や小岩地区東南部、東部地区南部(今井地区)等の古くからの住宅地と、中央地区環状七号線沿道や鹿骨地区のような市街地化が進行中の地域である。

これらの地域の大部分は、建ぺい率の特に高い地域と重複していないが、平井地区・松島地区・小岩地区南部では重複がみられ、延焼の危険性が特に高い地区となっている。

(8) 公園

空地として、災害時の避難機能や延焼遮断機能を有する公園緑地は、江戸川・荒川の河川敷の他、大島小松川公園・篠崎公園・宇喜田公園・総合レクリエーション公園・葛西臨海公園がある。その他公園、児童遊園等の小規模公園も整備がすすんでいる。

また、せせらぎが流れ、緑が連なる親水公園や親水緑道は、小松川・平井地区を除く区内全域に広がっており、23路線約27.3kmが完成している。親水公園や親水緑道は、避難路や延焼遮断帯としての効果が期待できるほか、身近な消防水利として活用することができる。

(9) 河川・下水道

周辺を大川に囲まれた本区では、昭和30年~40年代にかけて実施された河川改修事業や外郭堤防整備により、外水に対し一定の安全度は得ているが、低地帯である本区にとっては、更なる堤防強化が必要である。

一方、内水対策の決め手として推進した公共下水道の整備は、区画整理事業施行中の一部の地域を除き、平成7年3月末で普及率概成100%を達成しており、水害に強い街へと生まれ変わっている。

第2節 地震被害の想定

東京都防災会議は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、東京に影響を及ぼす大規模地震について、最新の科学的知見に基づいて「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した（平成24年4月18日公表）。

区では、この地震の中から江戸川区が最大の被害となる「東京湾北部地震」を、地域防災計画の前提条件として位置付ける。

なお、津波については、「元禄型関東地震」を前提とする。

1 想定地震

被害想定的前提条件は、以下のとおりである。

地震発生時刻は冬5時、冬12時、冬18時、風速は8m/s、風速は4m/sの条件で設定している。

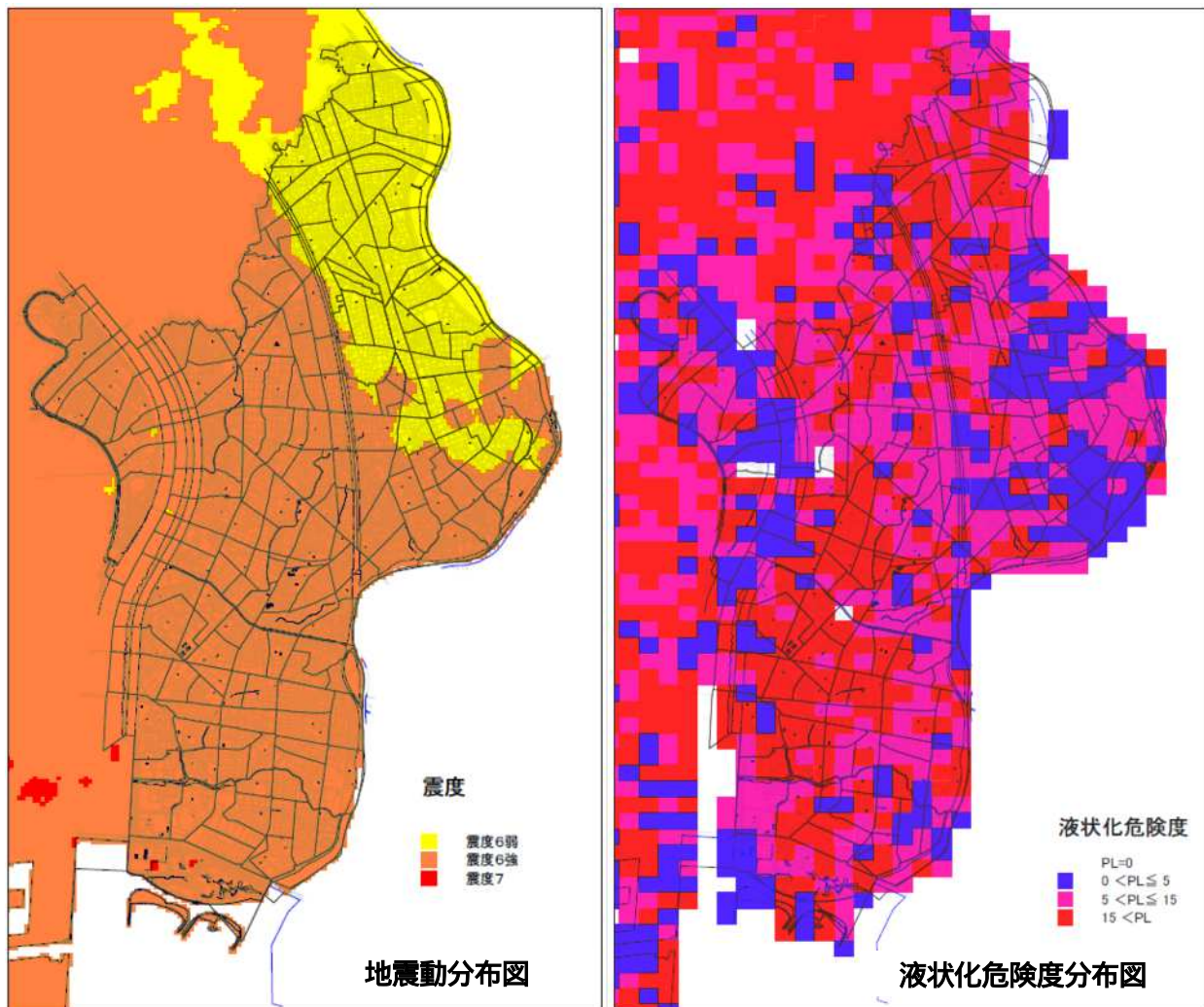
被害想定的前提条件

地震の種類	東京湾北部地震 (首都直下地震)	元禄型関東地震 (海溝型地震)
震源	東京湾北部	相模トラフ沿い
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード8.2
震源の深さ	約30～50km	
地震発生時刻	冬18時 風速8m/s (冬5時・冬12時、風速：8m/s、風速は4m/sでも算定)	
津波	区内最大T.P.+1.55m	区内最大T.P.+2.11m

2 地震動・液状化

地震動は、ほとんどの区域が震度6強、北東部が震度6弱、南端の一部に震度7の揺れが想定された。

液状化危険度は、ほぼ全域で「液状化危険度が高い」と想定された。



3 津波

水門開放の条件では、葛西臨海公園付近で最大の津波高が T.P.+1.92m になり、中葛西周辺の一部が浸水する。一方、水門を閉鎖の条件では、浸水区域はないものの、区内において満潮時、最大で T.P.+2.11m の津波高が予測された。

4 物的・人的被害

東京湾北部地震が冬 18 時、風速 8 m/s の条件下（火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪ケース）で発生した場合、死者 600 人、建物倒壊 8,700 棟、焼失 14,000 棟の大きな被害が発生する。

東京湾北部地震による主な被害

建物全壊棟数	8,744 棟
焼失棟数	13,910 棟
死者	600 人（うち要配慮者 401 人）
負傷者	7,706 人（うち重傷者 1,209 人）
エレベーター閉じ込め	205 件
自力脱出困難者	3,198 人
避難者人口	316,536 人
避難生活者	205,748 人（疎開者 110,788 人）
帰宅困難者	102,564 人

第1部 総則

想定地震		東京湾北部地震 M7.3						元禄型関東地震 M8.2						
想定発生時刻		冬5時		冬12時		冬18時		冬5時		冬12時		冬18時		
想定風速		風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	
原因別 建物全壊棟数	計(棟)	8,744						3,861						
	ゆれ	8,529						3,769						
	液状化	215						92						
	急傾斜地崩壊	0						0						
火災 建物 被害	焼失棟数	1,314	1,105	5,584	4,782	13,910	11,925	716	614	1,039	894	7,499	6,588	
	焼失率(倒壊建物を含む)	1.1%	0.9%	4.6%	3.9%	11.4%	9.8%	0.6%	0.5%	0.8%	0.7%	5.9%	5.2%	
人的 被害	死者	計(人)	566	560	350	335	600	561	259	256	130	127	290	273
		ゆれ・液状化建物被害	524	524	240	240	317	317	236	236	108	108	142	142
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		火災	39	33	106	91	279	240	20	18	19	17	145	127
		津波							0	0	0	0	0	0
		ブロック塀等	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内収容物(参考値)	22	22	11	11	13	13	10	10	5	5	6	6	
	負傷者	計(人)	10,149	10,122	5,844	5,776	7,706	7,526	6,603	6,591	3,427	3,415	4,786	4,707
		ゆれ・液状化建物被害	9,871	9,871	5,242	5,242	6,303	6,303	6,461	6,461	3,269	3,269	4,051	4,051
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		火災	132	104	456	388	1,257	1,077	42	31	59	47	636	557
		津波												
		ブロック塀等	133	133	133	133	133	133	93	93	93	93	93	93
		屋外落下物	13	13	13	13	13	13	6	6	6	6	6	6
	屋内収容物(参考値)	437	437	254	254	276	276	206	206	125	125	133	133	
	うち 重傷者	計(人)	1,359	1,351	842	823	1,209	1,159	611	608	339	336	568	546
		ゆれ・液状化建物被害	1,269	1,269	662	662	805	805	562	562	286	286	353	353
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		火災	37	29	127	108	351	301	12	9	16	13	178	155
津波														
ブロック塀等		52	52	52	52	52	52	36	36	36	36	36	36	
屋外落下物		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
屋内収容物(参考値)	97	97	55	55	60	60	46	46	27	27	29	29		
エレベーター閉じ込め台数(台)	183	182	191	189	205	201	154	153	154	154	168	166		
要配慮者	死者数(人)	262	259	249	239	401	374	119	118	92	90	193	181	
自力脱出困難者	発生数(人)	5,042	5,042	2,630	2,630	3,198	3,198	2,235	2,235	1,136	1,136	1,404	1,404	
震災廃棄物(万t)		310	309	320	318	340	335	159	158	159	159	175	172	
ライフライン 被害	電力(停電率)	17.6%	17.5%	20.3%	19.8%	25.2%	24.0%	11.8%	11.8%	12.0%	11.9%	16.3%	15.7%	
	通信(不通率)	1.6%	1.5%	5.1%	4.4%	11.6%	10.0%	3.0%	3.0%	3.3%	3.2%	8.3%	7.6%	
	ガス(供給支障率)	68.8%~100%						最大で68.8%						
	上水道(断水率)	72.5%						66.4%						
	下水道(管きよ被害率)	27.4%						23.3%						
避難者(人)	避難人口(人)	257,786	256,812	277,703	273,959	316,536	307,277	202,818	202,350	204,298	203,630	233,904	229,727	
	避難生活者数(人)	167,561	166,928	180,507	178,073	205,748	199,730	131,832	131,527	132,794	132,359	152,038	149,322	
	疎開者人口(人)	90,225	89,884	97,196	95,886	110,788	107,547	70,986	70,822	71,504	71,270	81,867	80,404	
帰宅困難者(人)		-		102,564				-		102,564				

第3節 水害の想定

1 外水氾濫

江戸川区では、明治43年東京大洪水、大正6年高潮、昭和22年カスリーン台風など、かつて大規模な水害が発生していた。その後、堤防等の治水施設の整備が着実に進められてきたことなどから、一定程度の洪水・高潮には対応できるようになってきている。

しかしながら、治水施設等は未だ整備途上であり、利根川や荒川において戦後最大の洪水である昭和22年のカスリーン台風級の洪水が再び発生した場合、仮に当時と同じ決壊場所にあたる現在の埼玉県加須市（旧大利根町）で堤防が決壊すると、本区まで広範囲に及び大規模な水害が発生するおそれがある。

更に、近年、地球温暖化による大雨の頻度の増加、台風の大型化や海面水位の上昇などにより、実際に大きな被害が全国で発生している。

本計画では、平成27年の水防法改正により河川管理者から公表された想定最大規模の洪水浸水想定区域図および港湾管理者から公表された高潮浸水想定区域図に基づき、区内陸域の大部分が浸水し長期間浸水する地域が広範囲に及び被害想定を前提とする。

2 内水氾濫

江戸川区では、台風による浸水被害からまちを守るために、排水機場や下水道の整備に力を注ぎ、現在では区内浸水被害は大幅に軽減された。

しかし、最近では台風以外にも時間100mmを超えるような集中豪雨が多発し、また市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、下水道に施設許容量を超える大量の雨水が流れ込むようになり、下水道で処理しきれない雨水によって道路や建物などが水に浸かる都市型水害と言われる浸水被害が都内では発生している。

本計画では、東京都想定平成12年9月の東海豪雨相当の降雨が江戸川区内に降った場合の浸水の被害想定を前提とする。

3 複合災害

東日本大震災では、これまでの想定を超える規模の巨大地震となり、大津波を発生させるなどの複合的被害をもたらし、その被害は甚大なものとなった。

江戸川区でも首都直下地震の被害想定や異常気象による大雨の頻発化を踏まえると更なる安全対策が必要であり、地震による建物倒壊や大規模火災、津波、高潮、洪水が連続的に生起する複合災害の対策が求められている。

本計画は、江戸川区の地勢を鑑み、地震発生後に超大型台風が襲来し、台風による高潮及び洪水により、多数の区民が避難する前に被災し、応急もままならない状況で堤防が複数地点で決壊し、濁流によって死傷者や溺死者が多数発生する被害想定を前提とする。

なお、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波については、東京都の被害想定（H24.4）で江戸川区の最大津波高は、満潮時でも元禄型関東地震（M8.2）による津波高（T.P.+2.11m）であり、東日本大震災時に東北地方を襲ったような大きな津波にはならないとされている。よって、津波単独では、江戸川区内の堤防の高さが最低4m以上あるため、堤防や水門等に損傷がない限り、浸水箇所は堤外の河川敷と想定される。